

千葉県防災行政無線局管理運用規程

(目的)

第1条 この規程は、千葉県地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るために設置する千葉県防災行政無線局（以下「無線局」という。）の管理運用について、電波法（昭和25年5月2日法律第131号）及び関係法規に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 防災行政無線

防災、災害対策及び一般行政のために使用する無線設備をいう。

(2) 無線設備

電波を利用して音声等を送り、または受けるための通信設備をいう。

(3) 無線局

電波法第2条第5号に規定する無線局をいう。

(4) 無線系

前各号の無線局及びその付帯設備を含めた通信システムをいう。

(5) 無線従事者

無線設備の操作を行う者であって、総務大臣の免許を受け、かつ当該無線設備を操作する資格を有する者をいう。

(統括管理者)

第3条 無線系に統括管理者を置く。

2 統括管理者は無線系の管理、運用の業務を統括し、管理責任者を指揮、監督する。

3 統括管理者は、危機管理監の職にある者をあてる。

(管理責任者)

第4条 無線系に管理責任者を置く。

2 管理責任者は統括管理者の命を受け、その無線系の管理、運用の業務を行うとともに通信取扱責任者を指揮、監督する。

3 管理責任者は、防災対策課長の職にある者をあてる。

(通信取扱責任者)

第5条 無線系に通信取扱責任者を置く。

2 通信取扱責任者は管理責任者の命を受け、無線局を管理、運用し、無線局に係る業務を所掌する。

3 通信取扱責任者は、管理責任者がその職員の中から無線従事者の資格を有する者を指名し、これにあてる。

(無線従事者の配置養成等)

第6条 統括管理者は、無線系に属する無線局の運用体制に見合った員数の無線従事者を配置するものとする。

2 総括管理者は無線従事者の適正な配置を確保するため、無線従事者の確保に留意するものとする。

3 総括管理者は無線従事者の現状を把握するため、毎年4月1日をもって無線従事者名簿（様式第1号）を作成するものとする。

（通信取扱者）

第7条 通信取扱者は、無線従事者の管理のもとに電波法等関係法令を遵守し、法令に基づいた無線局の運用を行う。

2 通信取扱者は、無線局の運用に携わる職員とする。

（備え付書類等の管理）

第8条 通信取扱者は、電波法関係法令に基づく業務書類を管理、保管する。

2 通信取扱者は、電波法令集を常に現行のものに維持しておくものとする。

3 通信取扱責任者は、無線従事者選解任届（様式第2号）を整理、保管しておくものとする。

（無線局の運用）

第9条 無線局の運用方法については、別に定める運用細則によるものとする。

（無線設備の保守点検）

第10条 無線設備の正常な機能維持を確保するため、保守点検を行う。

2 点検項目については、無線設備の点検表（様式第3号の1、様式第3号の2）のとおりとする。

3 保守点検の責任者は、通信取扱責任者とする。

4 予備装置及び予備電源については、毎月1回以上その装置を使用し、その機能を確認しておくものとする。

5 点検の結果、異常を発見したときは直ちに管理責任者に報告するものとする。

（通信訓練）

第11条 総括管理者は非常災害発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、定期的な通信訓練を行うものとする。

（研修）

第12条 総括管理者は毎年1回以上、通信取扱者等に対して電波法令等関係法令及び運用細則並びに機器の取扱要領等の研修を行うものとする。

附 則

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年4月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

